

プロバイダ責任制限法
発信者情報開示関係ガイドライン

初 版：平成19年2月

第2版：平成23年9月

第3版：平成27年●月

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会

プロバイダ責任制限法発信者情報開示ガイドライン

目次

I	はじめに — ガイドラインの趣旨	1
1	ガイドラインの目的.....	1
2	ガイドラインの位置付け	1
3	ガイドラインの運用について	2
4	見直し	2
II	請求の手順等	3
1	請求者	3
2	請求の手順	3
III	請求を受けたプロバイダ等の対応	5
1	書式の記載漏れ等の確認	5
2	請求者の本人確認	5
3	発信者情報の保有の有無の確認	6
4	権利侵害情報の確認.....	6
5	発信者の意見聴取	8
6	権利侵害の明白性の判断	9
7	発信者情報の開示を受けるべき正当な理由の判断	9
IV	権利侵害の明白性の判断基準等	11
1	総論	11
2	名誉毀損、プライバシー侵害	11
3	著作権等侵害.....	17
4	商標権侵害	19
V	開示・不開示の手続	22
1	開示について発信者の同意があった場合	22
2	開示のための要件を満たすと判断された場合	22
3	開示のための要件を満たさないと判断された場合	22

Ⅰ はじめに - ガイドラインの趣旨

1 ガイドラインの目的

インターネット上の情報流通によって他人の権利が侵害されたとされる場合には、情報発信者、権利者、特定電気通信役務提供者（サーバの管理・運営者や電子掲示板の管理・運営者等。以下「プロバイダ等」という。）の三者の利害関係が絡むため、時として、その情報流通に対するプロバイダ等の対応には困難が伴う場合がある。このような中で、平成13年11月にプロバイダ等の民事上の責任の制限や、情報の流通によって権利が侵害された者の発信者情報開示請求権に関する規定を有する「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成13年法律第137号。以下「法」という。）が成立した。

本ガイドラインは、特定電気通信（法2条1号の「特定電気通信」をいう。以下同じ。）による情報の流通によって権利侵害を受けた者（以下「被害者」という。）が、当該情報の発信者の特定に資する情報（以下「発信者情報」という。）の開示を請求する権利を規定した法第4条の趣旨を踏まえ、被害者、情報発信者、プロバイダ等のそれぞれが置かれた立場等を考慮しつつ、発信者情報開示請求の手續や判断基準等を、可能な範囲で明確化するものである。これにより、法第4条に基づく発信者情報開示手續によるプロバイダ等による開示・不開示の判断が迅速かつ円滑に行われることを促し、もってインターネットの円滑かつ健全な利用を促進することを目的とするものである。

2 ガイドラインの位置付け

法第4条の発信者情報開示請求権は、実体法上の請求権として規定されているものであり、裁判外で発信者情報開示請求を受けたプロバイダ等は、法第4条の要件を満たす場合には、裁判外において発信者情報を開示することも可能である。

もともと、プロバイダ等が法第4条の要件の判断を誤って発信者情報の開示を行った場合には、プロバイダ等は発信者に対して損害賠償責任を負うこととなるほか、場合によっては刑事上の責任を問われるおそれもある（電気通信事業法第4条、第179条）。

そこで、本ガイドラインでは、これまでに発信者情報の開示が認められた裁判例等を参考として、法第4条の要件を確実に満たすと考えられる場合について、可能な範囲で明確化を図るものである。

なお、本ガイドラインは、本協議会に参加している者によって作成されたものであるが、インターネット上の情報流通による権利侵害については、本協議会参加者相互間のみで問題となるものではないため、本ガイドラインが本協議会の参加者以外の者によっ

でも活用されることが望まれる。

3 ガイドラインの運用

本ガイドラインは、法第4条に基づく発信者情報開示手続によるプロバイダ等による開示・不開示の判断が迅速かつ円滑に行われることを目的とするが、当該目的は本ガイドラインのみによって達成されるものではなく、個別の事案において、プロバイダ等及び被害者が十分な意思疎通を行い、適切な協働関係を構築することも重要であり、本ガイドラインの運用に当たっては、プロバイダ等及び被害者の双方においてかかる点を十分認識した適切な対応がなされることが重要であることは言うまでもない。

本協議会参加者は言うまでもなく、参加者以外の者においても本ガイドラインの趣旨が十分に理解され、プロバイダ等による迅速かつ円滑な開示・不開示の判断が行われるよう、関係者においては、本ガイドラインの運用にかかる適切かつ具体的な支援を継続的に実施することが望まれる。

4 見直し

本ガイドラインは、情報通信技術の進展や実務の状況等に応じて、適宜見直しをすることが必要と考えられる。そのため、本ガイドライン策定後も、本協議会における検討を続け、ガイドラインの改善及び拡充を行っていくこととする。

II 請求の手順等

1 請求者

発信者情報開示請求権は、特定電気通信¹による情報の流通によって権利侵害を受けた者の被害回復を可能ならしめるため、創設的に認められた権利である。したがって、発信者情報の開示を請求できるのは、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害された者である。具体的には、発信者情報の開示を請求する者は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害された者本人及び弁護士等の代理人とする²。

2 請求の手順

(1) 本ガイドラインによる請求手続は、関係するプロバイダ等³に、必要事項を記入した請求書（書式①参照）、請求者の本人性を確認できる資料、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利が侵害されていることを証する資料、その他必要な書類をプロバイダ等に提出するものとする⁴。

請求書に自己が権利を侵害されていることを記載するに当たっては、請求を受けたプロバイダ等が、侵害されているとする権利及び権利侵害の態様等が明瞭に認識できるよう留意する必要がある。

¹ いわゆるP2P型ファイル交換ソフトウェアによるファイル送信が特定電気通信に該当するか否かについては、これが争われた裁判例はいずれも特定電気通信に該当すると判断しており（東京地判平成15年9月12日・NBL771号6頁、東京高判平成16年5月26日・判タ1152号131頁等）、本ガイドラインにおいても、特定電気通信に該当するものとして扱うこととする。

² 著作権等管理事業者（著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）2条3号の「著作権等管理事業者」をいう。）は、著作権者等との間で、同法第2条第1項第1号の信託契約を締結している場合は本人として請求を行うことができ、同項第2号の委任契約を締結している場合は、当該契約の範囲内かつ弁護士法等関係法令に抵触しない限度において、代理人として請求を行うことができる。

³ いわゆる経由プロバイダに対する発信者情報開示請求が認められるか否か（開示関係役務提供者に該当するか否か）につき、最高裁（平成22年4月8日第一小法廷判決・民集64巻3号676頁）は、「最終的に不特定の者に受信されることを目的として特定電気通信設備の記録媒体に情報を記録するためにする発信者とコンテンツプロバイダとの間の通信を媒介する経由プロバイダは、法2条3号にいう「特定電気通信役務提供者」に該当すると解するのが相当である。」と判断した。

⁴ なお、発信者情報開示請求の準備に時間を要する等やむを得ない事情があるため、プロバイダ等に対し発信者情報を消去しないよう保全要請をする場合は、保全を必要とする発信者情報を特定する情報及び当該やむを得ない事情を記載した書面、本人性を確認できる資料及び特定電気通信による情報の流通によって自己の権利が侵害されていることを証する資料（その時点で添付可能な資料）をプロバイダ等に提出して要請するものとする。

(2) 請求手続は、原則として書面によって行うこととする。ただし、一定の場合には、必要に応じて電子メール、ファックス等による請求が認められる。具体的には以下の場合がある。

a) 継続的なやりとりがある場合等、プロバイダ等と請求者との間に一定の信頼関係が認められる場合であって、請求者が、当該電子メール、ファックス等による申出の後、速やかに電子メール、ファックス等による請求と同内容の請求書を書面によって提出する場合。

b) プロバイダ等と請求者の双方が予め了解している場合には、請求を行う電子メールにおいて、公的電子署名又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律102号。以下「電子署名法」という。）の認定認証事業者によって証明される電子署名の措置を講じた場合であって、当該電子メールに当該電子署名に係る電子証明書を添付している場合。

* 書面を原則とし、例外的に電子メール、ファックスを認める趣旨は、請求があったこと及びその内容について正確な記録を残すためである。請求者としては、可及的に書式①によるべきであり、仮に書式①によらない場合であっても少なくとも書面によることが望ましい。そのようにすることにより、プロバイダ等の定型的判断が可能となり、スムーズな開示を受けられる可能性が高まるからである。他方、プロバイダ等としては、書式①に固執して、それ以外の開示を一切行わないといった対応をとることは相当ではない。発信者情報開示請求権は、実体的権利であり、請求の方式にこだわるあまり、権利の存否の判断を怠って開示を拒む場合には、第4条4項の重過失に基づく責任が認められる場合もあるからである。なお、口頭又は電話による請求しか行わない請求者に対して、書面等によることを求めて開示を留保することは、手続に慎重を期するプロバイダ等としての正当な対応であり、特段の事情がない限り、重過失に基づく責任が認められることはないと思われる。

III 請求を受けたプロバイダ等の対応

1 書式の記載漏れ等の確認

プロバイダ等は、請求者から書式①による開示請求を受けた場合に、形式的な記載漏れや明らかに不明な点（以下「形式的記載漏れ等」という。）があるときには、必要に応じて、できる限り遅滞なく、請求者に対し、形式的記載漏れ等を指摘し、補正を促すものとする。

2 請求者の本人確認

- (1) 開示請求を受けたプロバイダ等は、発信者情報開示の可否について判断することとなるが、発信者情報は、情報の流通によって権利を侵害された者以外に開示されてよいものではない。また、発信者情報の開示を受けた請求者がこれを不当に用いた場合（法第4条第3項）にはプライバシー侵害等の不法行為を構成することになり、プロバイダ等も何らかの対応が求められることも考えられる。このため、請求をした者が誰であるのか及び請求が間違いなくその者によりなされたのかについて確認することが必要であるから、請求者の本人性を確認することとする。
- (2) 請求者は、以下の要領で請求書に記名・押印するとともに、運転免許証、パスポート、登記事項証明書等の公的証明書の写し等本人性を証明できる資料を添付するものとし、プロバイダ等は、添付された資料等により本人性を確認するものとする。
 - (a) 押印は、3か月以内の印鑑登録証明書を添付の上、登録印鑑で行うこととする。
 - (b) 請求者が法人の場合は、当該法人の代表者（代表者から権限を委譲されている者を含む。以下同じ。）の記名をすることとする。
 - (c) 著作権等管理事業者が請求をする場合、当該著作権等管理事業者は、請求書に管理事業者登録番号を記載するとともに、代表者の記名をするものとする。
 - (d) 海外からの請求については、当該国における一般的な証明方法によって証明された署名等により記名・押印に代えることができることとする。
- (3) 継続的なやりとりがある場合等、プロバイダ等と請求者との間に一定の信頼関係が認められる場合には、本人性を証明できる資料の添付を省略することができる。
- (4) 代理人が請求する場合（請求書を作成する場合）には、代理権を証する書面を添付させることによって、代理権を確認する。著作権等管理事業者の場合は、著作権者等

との間で締結している契約（信託契約又は委任契約）の契約約款等、契約内容を示す資料を添付する。法定代理人の場合（本人の親等）は、法定代理関係を証する書面（住民票等）を添付する。弁護士の場合は、通常委任状を相手方に提示する慣行はないことから、委任状は不要である。

なお、いずれの場合も、本人の運転免許証、パスポート、登記事項証明書等の公的証明書の写し等本人性を証明できる資料は必要である。

3 発信者情報の保有の有無の確認⁵

(1) 法第4条では、開示の対象となる発信者情報はプロバイダ等が保有するものに限られている（法第4条第1項）。そこで、プロバイダ等は、開示を請求されている発信者情報を保有しているか否かについて、速やかに確認することとする。

(2) 確認した結果、プロバイダ等が当該発信者情報を物理的に保有していない場合又は発信者情報の特定が著しく困難な場合には⁶、請求者に対し、発信者情報を保有していないため開示が不可能であることを書式⑤により通知することとする。

4 権利侵害情報の確認

インターネットにおける情報の流通量は膨大であり、権利を侵害したとする情報の流通があった旨の通知があったとしても、通知内容があいまいであるなど、実際にどの情報が問題とされているのかがプロバイダ等には分からないことも多い（そのようなことから、法3条1項2号においては、権利を侵害したとする情報の流通をプロバイダ等が

⁵ なお、前掲注4のとおり、請求者から発信者情報開示請求に先立ち、発信者情報を消去しないよう保全要請がなされる場合がある。このような場合には、保全を要請する者から、保全を必要とする発信者情報を特定する情報及び当該やむを得ない事情を記載した書面、本人性を確認できる資料及び特定電気通信による情報の流通によって自己の権利が侵害されていることを証する資料（その時点で添付可能な資料）が提出されて保全要請がなされた場合であって、プロバイダ等が当該書面により発信者情報を保全することが合理的であると判断したときは、プロバイダ等は、合理的期間を定めて例外的に発信者情報を保全できるものと考えられる。

なお、上記合理的期間を定めるに当たっては、発信者情報消去禁止の仮処分が裁判所に申立てられた場合においては、一般的な実務として、発信者情報開示請求訴訟が和解成立日から60日ないし90日以内に提起されることを前提に、その期間内に限り発信者情報を保全することを和解条件とする事例が多いことが参考となる。

⁶ 「保有する」とは、「発信者情報について開示することのできる権限を有すること」をいうが、これは開示が単に理論的に可能なだけでなく、実務的に実行可能なものとして発信者情報の存在を把握していることを含むものであり、抽出のために多額の費用を要する場合や、体系的に保管されておらず、プロバイダ等がその存在を把握できない場合には、「保有する」とはいえないと解されている。

知らなかったときの権利者に対する責任の制限が規定されているところである。)。他方、発信者情報の開示が認められるためには、発信者の発信した特定の情報の流通によって権利が侵害されたことが要件となっているから、請求を受けたプロバイダ等がその判断を行うためには、権利を侵害したとする情報を確認する必要がある。

(1) 電子掲示板・Web ページ上の権利侵害情報について

a) プロバイダ等は、請求者の主張する権利侵害情報について、請求書に記載された URL(Uniform Resource Locator)、及び対象となる情報を合理的に特定するに足りる情報（ファイル名、データサイズ、スレッドのタイトル、書き込み番号、その他の特徴等）に基づいて、権利侵害情報が掲載され又は掲載されていたことを確認できるか否かを検討する⁷。

b) 権利侵害情報が掲載されている電子掲示板や Web ページ等を管理するプロバイダ等（この項において「電子掲示板の管理者等」という。）から開示を受けた IP アドレス等に基づいて、いわゆる経由プロバイダに対して請求がなされた場合には、権利侵害情報を確認するとともに、当該 IP アドレスが当該権利侵害情報の発信に使用されたことや、携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別番号や SIM カード識別番号が、携帯電話端末等からのインターネット接続サービスを利用した当該侵害情報の発信の際に送信されたこと及びこれらが正確に記録されていたことなどを確認する必要がある。そこで、いわゆる経由プロバイダは、a) にしたがって権利侵害情報を確認するとともに、当該 IP アドレス等の正確性に関する情報を確認することとする。

具体的には、いわゆる経由プロバイダは、①当該 IP アドレス等が裁判所の判決等に基づいて開示されたものである場合には、そのことを示す資料により、②電子掲示板の管理者等において任意に開示されたものである場合には、当該 IP アドレスが当該権利侵害情報の発信に使用されたことや、携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別番号や SIM カード識別番号が、携帯電話端末等からのインターネット接続サービスを利用した当該侵害情報の発信の際に送信されたこと及びこれらが正確に記録されていたことなどを、電子掲示板の管理者等が証した記名・押印のある書面等により、確認することとする。

(2) いわゆる P 2 P 型ファイル交換ソフトについて

⁷ 一般的には、権利侵害情報が既に Web ページ等から削除されている場合には、プロバイダ等が過去の掲載の事実を確認することは困難である。

いわゆるP2P型ファイル交換ソフトについては、請求者において、著作権等の権利を侵害するファイルを送信可能状態に置いていたユーザのIPアドレス、タイムスタンプ等をプロバイダ等に示すこととする。加えて、請求者において、これらを特定した方法が信頼できるものであることに関する技術的資料等を提出することとし、プロバイダ等は当該資料に基づき当該特定方法の信頼性の有無を判断することとする⁸。

- (3) 請求者は、可能な限り、対象となる権利侵害情報のハードコピーにおける図示やIPアドレス等を特定した技術的方法の解説（P2P型の場合）等をするほか、プロバイダ等が、記載された情報のみでは特定ができないとして、請求書を補正するために追加的な情報を求めたときは、当該プロバイダ等が求めた情報を提示するものとする。

プロバイダ等は、権利侵害情報の特定が不十分であり、請求者によって補正が行われない場合には、権利侵害情報が特定できず、発信者情報の開示を行うことが不可能である旨を請求者に連絡するものとする（書式⑤参照）。

5 発信者の意見聴取

- (1) 法第4条第2項は、発信者情報の開示請求への対応に当たっては、プライバシーや表現の自由、通信の秘密等、発信者の権利利益が不当に侵害されることのないよう、原則として、開示するかどうかについて発信者の意見を聴かなければならないことを規定している。そこで、プロバイダ等は、Ⅲ1～3の事項について確認ができたときは、発信者に対する意見照会書（書式②）により、発信者情報の開示に対する発信者の意見を聴取することとする⁹。

⁸ IPアドレスの特定方法の信頼性について、東京地判平成17年6月24日は、「原告代理人がWinMXを用いて公表した電子ファイルを、別のパーソナルコンピュータからWinMXを用いてダウンロードし、その際に、……IPアドレスを確認した結果、3回の確認を行って3回とも、その時点で原告代理人に対し実際に割り当てられていたIPアドレスが正確に表示されたこと、……その他3種類のIPアドレス調査ソフトを同時に起動してWinMXへの接続を繰り返してその都度表示されるIPアドレスを確認した結果、100回とも同一のIPアドレスが表示されたことが認められ、その他これらのIPアドレス調査ソフトの信頼性に疑いを差し挟む証拠もない。」旨判示しており、IPアドレス等の特定の信頼性に関する資料については、複数のソフトを用いて複数回IPアドレス等を確認するなど、正確性が担保され得るものによる必要があると考えられる。もっとも、いくつかのWinMXに関する事例を除いて、IPアドレス、タイムスタンプ等の特定方法の信頼性について参考となる裁判例の蓄積もないことから、現時点において特定方法の信頼性について具体的な基準を設けることは難しい。（ただし、他のP2P型ファイル交換ソフトや特定方法に関わる個別の事案について、特定方法の信頼性をプロバイダ等が確認した時には、プロバイダ等において開示・不開示の判断がなされることが否定されるものではない。）

⁹ 法第4条第2項は、プロバイダ等が発信者に対して負う一般的な注意義務を規定しており、本項が発信者情報開示の要件となっているわけではない。しかしながら、表現の自由及びプライバシーの保護等の観点から、本ガイドラインでは、意見照会を経た発信者情報開示手続を前提とする。

(2) ただし、プロバイダ等が保有している発信者情報によっては、発信者に対して意見聴取をすることが不可能又は著しく困難であることがあり、そのような場合には、発信者に対して意見聴取を行わないでよいこととする。

また、請求者の主張する事実関係及び証拠資料によっては、情報の流通により権利が侵害されたとは認められないことが明確に判断できる場合にも、発信者に対して意見聴取を行わないでよいこととする。

(3) プロバイダ等は、発信者から、開示に同意する旨の回答を得たときは、Vに従って発信者情報を開示することとし、そうでない場合は、以下の6及び7にしたがい対応を行うこととする。

6 権利侵害の明白性の判断

(1) プロバイダ等は、発信者から開示に同意しない旨の回答を得た場合又は一定期間（二週間）経過しても回答のない場合には、請求者から提出された資料等に基づき、IVの基準等を参考に権利侵害の明白性についての検討を開始することとする¹⁰。

(2) なお、ここで権利侵害が明らかであるとは、権利の侵害がなされたことが明白であるという趣旨であり、不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことまでを意味していると解されている。そのような事情の存在については、請求者の主張する事情に加え、発信者の主張も考慮した上で判断することとなるが、発信者に意見照会を行った場合において、一定期間（二週間）経過しても回答のない場合には、発信者はこの点に関して特段の主張は行わないものとして扱うこととする。

7 発信者情報の開示を受けるべき正当な理由の判断

(1) プロバイダ等は、請求書の記載に基づいて、請求者が発信者情報の開示を受けるべき正当な理由を有しているかについて判断することとする。

(2) 発信者情報の開示を求める理由が、①損害賠償請求権の行使のためである場合、②

¹⁰ いわゆるP2P型ファイル交換ソフトを利用したファイル送信による権利侵害については、ソフトによってファイルが送信される技術的な仕組みが様々であることから、請求者は、①当該ファイルの流通が請求者の権利を侵害するものであることに加え、②発信者が当該ファイルを送信可能状態に置いていたなど、発信者の故意又は過失により権利侵害が生じたということについても、利用されていたファイル交換ソフトの技術的な仕組み等を前提に、根拠を示す資料を提出する必要がある。

謝罪広告等名誉回復措置の要請のため必要である場合、③発信者への削除要請等、差止請求権の行使のため必要である場合には、通常は、請求者は発信者情報の開示を受けるべき正当な理由を有しているものと考えられるが、例えば差し止め請求の場合に既に権利侵害情報が削除されており、請求の必要性がなくなっていることなどもありうることから、発信者の意見も考慮した上で判断する必要がある。

その他の理由であって、正当な理由を有しているか否かについての判断が困難な場合には、プロバイダ等は、弁護士等の専門家に相談した上、判断を行うことが望ましい。

IV 権利侵害の明白性の判断基準等

1 総論

発信者情報開示請求権は、匿名で発信された情報の流通により被害を受けた者の救済の観点から有益なものであるが、他方で、発信者情報は発信者のプライバシーや表現の自由、通信の秘密とも深く結びついた情報であるため、そのバランスをとることが重要である。法第4条は、このような被害者救済の必要性と、発信者の利益の調和を図る観点から、発信者情報の開示については、「権利が侵害されたことが明らか」であることを要件として定めている。

ここで、「明らか」とは、権利の侵害がなされたことが明白であるという趣旨であり、不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことまでを意味すると解されている。

したがって、①情報の流通により権利が侵害されたこと及び②不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことが認められる場合には、発信者情報の開示を行うことが可能となるものである。

ところで、情報の流通による権利侵害の態様としては、典型的に、①名誉毀損、プライバシー侵害、②著作権等（著作権及び著作隣接権をいう。以下同じ）侵害、③商標権侵害が考えられるところであり、本ガイドラインにおいては、発信者情報の開示が認められた裁判例等を参考に、各類型ごとに権利が侵害されたことが明らかと考えられる場合や、その判断要素等について記載するものである。本ガイドラインで取り上げていない類型の権利侵害については、当該事案に応じて、権利侵害の明白性の有無が判断されるべきことは言うまでもない。

2 名誉毀損、プライバシー侵害

(1) 名誉毀損

- a) 名誉とは、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な社会的評価のことであり、この社会的評価を低下させる行為は名誉毀損となりうるが（最判平成9年5月27日、民集51巻5号2024頁）、当該行為が、公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的に出た場合において、摘示された事実が真実であると証明された場合には違法性がなく、仮に摘示された事実が真実でなくても行為者において真実と信ずるについて相当の理由がある場合には故意・過失がなく、不法行為は成立しないとされている（最判昭和41年6月23日、

民集20巻5号1118頁)¹¹。また、特定の事実を基礎とする意見ないし論評による名誉毀損については、意見等の前提としている事実の重要な部分が真実である場合には同様に違法性が阻却されるとともに、これを真実と信ずるにつき相当の理由があるときは故意・過失は否定されると解される（最判平成9年9月9日、民集51巻8号3804頁参照）。

したがって、名誉毀損について権利侵害の明白性が認められるためには、当該侵害情報により被害者の社会的評価が低下した等の権利侵害に係る客観的事実のほか、①公共の利害に関する事実に係ること、②目的が専ら公益を図ることにあること、③-1事実を摘示しての名誉毀損においては、摘示された事実の重要な部分について真実であること又は真実であると信じたことについて相当な理由が存すること、③-2意見ないし論評の表明による名誉毀損においては、意見ないし論評の基礎となった事実の重要な部分について真実であること又は真実であると信じたことについて相当な理由が存することの各事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことが必要と解されている¹²。

- b) これらの事情等は、個別の事案の内容に応じて判断されるべきものであり、プロバイダ等において判断することが難しいものでもある。したがって、現時点において権利侵害の明白性が認められる場合についての一般的な基準を設けることは難しい。発信者に対して意見を聴取した結果、公益を図る目的がないことや書き込みに関する事実が真実でないことを、発信者が自認した場合などには、名誉毀損が明白であると判断してよい場合があるが、それ以外の場合については、以下の発信者情報の開示を認めた裁判例等を参考にして、権利侵害の明白性の判断を行い、判断に疑義がある場合においては、裁判所の判断に基づき開示を行うことを原則とする。

(権利侵害の明白性が認められた事例)

- ◎東京地判平成15年3月31日（開示が認められた事例1）
（社会的評価の低下について）

¹¹ なお、刑事事件ではあるが、最高裁は、「インターネットの個人利用者による表現行為の場合においても、他の場合と同様に、行為者が適示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らして相当の理由があると認められるときに限り、名誉毀損罪は成立しないものと解するのが相当であって、より緩やかな要件で同罪の成立を否定すべきものとは解されない」と判断した（平成22年3月15日・刑集第64巻2号1頁）。

¹² もっとも、不法行為の成立のためには、主観的要件として故意・過失が必要とされるところ、法第4条は、その文言上故意・過失を要件として規定していないこと、発信者情報の開示を請求する段階では、発信者が特定されておらず、主観的要件の立証まで要求するのは酷であることなどから、主観的要件である発信者の故意・過失まで原告が主張立証する必要はないものとしている判例もある（東京地判平成15年3月31日、同平成15年12月24日参照）。

電子掲示板に、原告の経営する病院（眼科）に関して「あのヤロー他院の批判ばかりだよ。……、お前のところは、去年三人失明させているだろうが」などの書き込みを行ったことに関して、原告が発信者情報の開示を求めた事案について、当該情報により、「原告が運営する病院は患者を失明させるような危険な治療を行っているとの印象を与えるものであり、……原告の社会的評価を低下させたものと認めるのは相当である。」と判示した。

(違法性阻却事由について)

①事実の公共性（肯定例）

「本件事実は、原告が運営する病院における治療結果に関する事実であるところ、国民の病気治療等に重要な役割を果たしている病院における治療結果に係る事実は、公共性が高いものであるということが出来る」と判示した。

②目的の公益性（否定例）

本件書き込みの「あのヤロー」「お前のところは、去年三人失明させているだろうが」の部分の表現方法及び書き込みを行った者がいたずら心から本件メッセージを書き込んだと述べている電子メールの内容などにかんがみ、「専ら公益を図る目的で行われたものでないことは明らかである。」と判示した。

③真実性（否定例）

原告の提出した書証から、「原告が運営する病院においては、これまで1万8000以上の症例について屈折治療を行ってきたが、失明等の問題となる合併症を起こしたことがないことが認められ」として、真実性を否定した。

◎東京地判平成17年8月29日（開示が認められた事例2）

(社会的評価の低下について)

ある団体による児童虐待に関する被害者弁護団を主催する弁護士 X について、「私たちにとって X らは、お金のために、何の関係のない私たちを利用し、沢山の幸せを奪い取るという精神的な虐待をした、恐喝犯でしかありません。」などとの書き込みを行った事案について、「原告が恐喝行為や脅迫行為を行う弁護士であるとの印象を与えるものであるから、社会的評価の低下させるものと認められる。」と判示した。

(違法性阻却事由について)

①事実の公共性（肯定例）

「本件各侵害情報に係る事実は、……児童虐待が行われているとして児童相談所が5人の子供を一時保護したことに関連して、原告の弁護士としての活動状況についてのものであることから、公共の利害に関する事実であると認められる。」と判示した。

②目的の公益性（肯定例）

サイト開設の目的について、一時保護された児童の一人である発信者が、マス

コミで取り上げられた本件児童虐待問題や、原告の活動状況を明らかにすることにある旨の記載がサイト上にあることから、「その目的は専ら公益を図ることにあつたものということができる。」と判示した。

◎東京地判平成15年9月17日（開示が認められた事例3。控訴審東京高判平成16年1月29日も結論を維持）

（社会的評価の低下について）

航空旅客の手荷物運搬や宅配業務及び労働者派遣などを行う会社の代理人であるA弁護士について、会社が労働者を低賃金で酷使しながら給料を踏み倒したりして儲けて豪華なビルを建てているといった内容とともに、A弁護士についても「DQN」「あんたそろそろ自分自身にも弁護士をつけた方がいいんじゃない？」「卑怯」「・・・が弁護士だと言うことが信じられない」などといった書き込みがなされた事案について、「いずれも侮蔑的な表現を使って原告を誹謗中傷する内容であると認められ、原告の社会的地位を低下させるものであると認められる。」と判示した。

◎東京地判平成15年12月24日（開示が認められた事例4）

（社会的評価の低下について）

電子掲示板に「大証の末路」との表題で、「大証の社長をしながら、いまだ〇〇の社長から抜けきれないのはバカ息子××の未熟な手腕からか。〇〇が消滅するのは勝手だが大証もじり貧に向かっている。」などとの書き込みがなされた事案について、大阪証券取引所の社長及び副社長について、経営者ないし大証の役員としてふさわしくない人物であるとの印象を一般の読者に与えるような書き込みをしたとして、これを認めた。

（違法性阻却事由について）

①事実の公共性（肯定例）

「本件投稿の内容は大証の運営の実情、原告らの言動や資質等に関するものであるところ、…原告大証は、証券取引所を開設し、証券市場を運営して、投資家の保護等について重要な役割を有しているものであり、原告らは、その役員であるから、本件投稿は、公共の利害に関する事項を記載したものであるというのが相当である。」と判示した。

②目的の公益性（肯定例）

「また、本件投稿には「バカ息子」「アホ」「無能恫喝社長」「小心者」「無能力者」などと穏当を欠く表現が含まれているほか、タイトルも「大証の末路」とされ、「結論、大証の役目は終焉した。社員のみんなしっかり割増退職金もらえよ。」

「日本に証券取引所はひとつでいい」「これで大証の終焉がいよいよ早まった。金融庁も監視委員会も遠慮はいらないよ。また何度も検査に入ればいい。新しいビ

ルも兵どもの夢の跡」などと原告大証の破綻を期待するような表現がされているものの、…公共の利害に関する事項を記載しているのであり、上記の表現は、原告大証の破綻を期待するような部分も、その問題点を強調し、関係者に危機感を伝える意図で用いられたと考える余地もある。これに、…本件投稿者は、原告大証の運営の改善を図ることを目的としたのであり、原告らの名誉を毀損する意図はなかったと回答メールに記載していることも併せ考えると、本件投稿に公益目的が欠けることが明らかであるとはいえないと考えるのが相当である。」と判示した。

◎大阪地判平成20年6月26日（開示が認められた事例5）
（社会的評価の低下について）

「郵便局の配達員クビになった」との部分は、一般人に対し、原告が違法行為ないし非違行為に及んで勤務先を懲戒解雇されたとの印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下されるものである。また「誰もが認める人格障害」との部分についても、原告をひぼう中傷する記載であり、原告の社会的評価を低下させるものである。さらに、「引き籠もり40才」との部分については、一般に「引き籠もり」という言葉が否定的な評価を伴う印象を与えるものであること、そして、「40歳」という年齢において引き籠もりであることもまた、一般的には否定的な評価を伴う上記印象を加重するものであることからすれば、原告の社会的評価を低下させるといえる。」と判示した。

(2) プライバシー侵害

- a) プライバシーの権利について、その内容を明確に定義した最高裁判例はまだないが、プライバシー侵害について不法行為の成立を認めた裁判例の一つでは、個人に関する情報がプライバシーとして保護されるためには「①私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある情報であること、②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合に、他者に開示されることを欲しないであろうと認められる情報であること、③一般の人に未だ知られていない情報であることが必要である」旨判示している（「宴のあと」事件。東京地判昭和39年9月28日）¹³。また、明確な定義とはいえないが、近時の最高裁判決は、「学籍番号、氏名、住所および電話番号（中略）のような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものである」旨判示している（早稲田大学江沢民講演会事件。最判平成15年9月12日）。

¹³ プライバシーに関する判例の動向については、プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー侵害関係ガイドライン10頁以下にも詳しく記載されている。

b) 以上によれば、情報の流通によるプライバシーの侵害について一般的な基準を設けることは難しい。しかしながら、プライバシー侵害が明白であるとして発信者情報の開示が認められた事例なども考慮すれば、一般私人の個人情報のうち、住所や電話番号等の連絡先や、病歴、前科前歴等、一般的に本人がみだりに開示されたくないと考えられるような情報については、これが氏名等本人を特定できる事項とともに不特定多数の者に対して公表された場合には、通常はプライバシーの侵害となると考えられる。また、一般私人に関するものであることからすれば、違法性を阻却するような事情（社会の正当な関心事である等）が存在することも一般的には考えにくい。

したがって、このような態様のプライバシー侵害については、当該情報の公開が正当化されるような特段の事情がうかがわれない限り、発信者情報の開示を行うことが可能と考えられる。

（権利侵害の明白性が認められた事例）

◎東京地判平成15年9月12日（開示が認められた事例1）

WinMXを使用して、原告個人情報の書き込まれた電子ファイル（流出したエステサロンの顧客情報に関するもの）につき、不特定の第三者の受信可能な状態に置いていた事案について、「個人の氏名、住所、電話番号及びメールアドレスについては、私生活の本拠である住居及び個人に対する連絡方法を特定する情報であり、このような情報を一般に公表するかについては、そもそも当該個人において自ら決定すべきものであることは明らかである。また、年齢、職業についても、個人的な事項であるため、これを無関係な第三者には知らせないのが一般的である。」とした上、「本件個人情報の流通により、原告らのプライバシー権が侵害されたことは、明らかというべきである。」とした。その上で、違法性阻却事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないといえるか否かについて検討し、「ユーザー942に対して、本件発信者情報の開示についての意見を聴取したところ、ユーザー942は、本件発信者情報の開示については勘弁してほしい旨述べたものの、弁論の全趣旨によれば、本件個人情報を公開したことについて、正当な理由があることを窺わせるような事情を何も述べていないことが認められる。これに加え、本件個人情報の内容と性質にかんがみると、これを不特定の者に公開することについての正当な理由は容易には想定しがたいといわざるを得ない。そうすると、ユーザー942が本件個人情報を公開した行為について、その違法性を阻却する事由の存在を窺わせるような事情は存在しないものというべきである。」と判示している。

◎東京地判平成16年11月24日（開示が認められた事例2）

匿名掲示板の書き込みに表示されるIDとして、原告の名前のローマ字イニシャル

と名字のローマ字表記を結合したもの（例えば「j.tanaka」のような形）を取得した発信者が、当該 ID の公開プロフィールに原告の携帯電話番号を記載した事案について、「個人の氏名及び携帯電話番号という個人情報については、本人が、自己の欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは当然であり、そのことへの期待は保護されるべきものである。とりわけ、本件掲示板等においては、匿名による情報交換が前提となっているうえ、誰もが極めて容易にアクセスできるインターネット上の掲示板等では、被害の拡大の速さと深刻さを無視することはできないから、氏名や電話番号を開示されないことへの期待をより一層強い理由で保護する必要がある」とした。また、原告の氏名が上記のような形でしか特定されていないことについて、「本件のように、名字がアルファベットで表記され、さらに名前がイニシャルのみで表示されている場合には、漢字で氏名とも表記されている場合に比べ、個人が特定される可能性は低くなり、それだけでプライバシー侵害になるとまではいえない。しかし、氏名（名字）が携帯電話番号のような個人情報と併記されて表示された場合には、個人の氏名が完全に特定されなくても、第三者からの電話により私生活の平穏が容易に害され深刻な被害を被るおそれがあるから、このような場合には、プライバシーに係る情報として、自己が欲しない範囲の他者にはみだりにこれを開示されないという意味で法的保護の対象となるというべきである。したがって、本件掲示板等に原告の氏名（名字）がアルファベットで表記された記載と原告の携帯電話番号とを併記して表示する行為は、原告のプライバシーを侵害するというべきである」とした。さらに違法性阻却事由については、「投稿者において、原告のプライバシーを公開する正当な理由があるなどの事情を認めるに足りる証拠はなく、原告の権利を侵害したことは明らかである」と判示した。

- c) これに対して、公人等¹⁴に関する個人情報の公表及びその他の態様のプライバシー侵害については、プライバシーの侵害となるか否かの判断が必ずしも容易ではなく、参考となる裁判例の蓄積もない。したがって、現時点において一般的な基準を設けることは難しく、裁判所の判断に基づいて開示を行うことを原則とする。

3 著作権等侵害

- (1) 請求者が著作権者等であること

¹⁴ 「公人」とは、国会議員、都道府県の長、議員その他要職につく公務員などをいう。また、「公人」に準じる公的性格を持つ存在として、会社代表者、著名人もある。これらの公的存在は、その職務との関係上、一定限度で私生活の平穏を害されることを受忍することを求められる場合があり、一般私人とは異なる配慮が必要である。なお、公人の家族は、特段の事情がない限り、一般私人である。

著作権等侵害を理由として発信者情報の開示を求める場合、請求者が当該著作物等の著作権者等であることが前提となる。請求者が侵害されたとされる著作権等の著作権者等であることについて明確に判断するためには、以下の証拠資料による必要があると考えられる。

- ① 著作物等に関して、著作権法に基づく登録がなされている場合又は海外における法令に基づく登録がなされている場合には、当該登録が行われていることを証する書面
- ② 著作物等の発行・販売等に当たって著作権者等の氏名等が表示されている場合は、その写し（万国著作権条約3条1項参照）
- ③ 請求がなされる以前に一般に提供されている商品、カタログ等であって請求者が著作権者であることを示す資料がある場合は、当該資料又はその写し
- ④ 著作物等と著作権者等との関係を照会できるデータベースであって、適切に管理されているものが提供されている場合には、当該データベースに登録されていることを証する書面
- ⑤ 原作者と二次著作物の作者との間で交わされた翻案及び権利関係に関する契約書、確認書等の文書のうち権利関係の確認に必要な部分など、請求者が二次著作物に対する原作者であることを示す書面
- ⑥ 著作権等管理事業者が、当該団体が管理している著作物等であることを確認した書面

(2) 著作権等侵害

著作権等侵害については、例えば、複製権侵害、公衆送信権侵害、送信可能化権侵害等の態様による侵害があり得るところではあるが、法第4条に基づく発信者情報の開示請求を受けたプロバイダ等が、権利侵害の明白性を判断した上、裁判外で発信者情報の開示を行うためには、著作権等侵害があることを明確に判断できることが必要であると考えられる。

そして、そのような判断が可能となるようなケースとしては、以下のものが考えられる。

- ① 情報の発信者が著作権等侵害であることを自認している
- ② 情報が著作物等の全部又は一部を丸写ししている
- ③ 著作物等の全部又は一部を丸写ししたファイルを現在の標準的な圧縮方式（可逆的なもの）により圧縮している

(権利侵害の明白性が認められた事例)

◎東京地判平成17年6月24日（開示が認められた事例）

原告が制作したレコード中の楽曲を圧縮して複製したデータファイルを、WinM

Xを使用して、不特定多数の第三者に受信可能な状態に置いていた事案について、「これによって・・・原告の送信可能化権がそれぞれ侵害されたこと、ユーザN I S S A N及びユーザc r o w nの発信者情報が原告の損害賠償請求権の行使のために必要であることは明らかであり、他にこれを覆すに足りる証拠はない。」と判示している。

(3) その他

プロバイダ等は、当該著作権等が保護期間内であること及び請求者が発信者に対して権利許諾をしていないことを確認することとする。なお、権利許諾については、発信者から許諾を受けている旨の回答がない限り、請求者の申告を信頼してよいこととする。許諾の有無につき争いがある場合には、許諾の存在を主張する発信者から許諾を証する資料を提出させるなどして、その存否を確認することとする。

(4) プロバイダ等は、請求者の提出する資料等¹⁵に基づき、著作権等侵害について判断を行うが、上記を全て満たす形で著作権等侵害がなされており、発信者から具体的な主張もなされていない場合には、不法行為等の成立を阻却するような事情が存在することも一般的には考えにくい。したがって、特段の事情がうかがわれぬ限り¹⁶、発信者情報の開示を行うことが可能と考えられる。

他方、これ以外の種類の著作権等侵害については、その判断が必ずしも容易でないことから、本ガイドラインの対象外とする。

4 商標権侵害

(1) 請求者が商標権者であること¹⁷

商標権侵害を理由として発信者情報の開示を求める場合、請求者が商標権者（専用使用権者を含む。以下同じ。）であることが前提となる。請求者が侵害されたとされる

¹⁵ 請求者が著作権者等であること及び著作権等侵害の事実に関して、プロバイダ責任制限法ガイドライン検討協議会によって認定された信頼性確認団体（以下、単に「信頼性確認団体」という。）がその内容を証した資料については、信頼性確認団体は専門的な知見及び十分な実績を有していることを要件として認定されていることに照らし、プロバイダ等においてもその判断を尊重することが期待される。

¹⁶ 例えば、著作物等の丸写しが、発信者の創作物の一部に組み込まれている場合など、引用（著作権法32条）にあたる可能性がある場合には、著作権等侵害の判断が必ずしも容易でないと考えられる。

¹⁷ 発信者情報開示請求は、権利の侵害が「情報の流通」自体によって生じた場合を対象とするものであり、流通している商標権侵害情報を閲覧したことを契機として詐欺の被害に遭った場合などは、本ガイドラインの対象外とする。

商標権の商標権者であることについて明確に判断するためには、商標原簿の写しによることが考えられる。

(2) 商標権侵害

a) 一般に、商標権の侵害とは、登録商標と同一又は類似の商標を、登録商標の指定商品又は指定役務と同一又は類似の商品・役務に権利者に無断で使用することなどという。

このうち、情報の流通により商標権が侵害されていると解される場合とは、

- ① 業として商品を譲渡等する者が、
- ② 商標権者の商標登録に係る指定商品又はこれに類似する商品について、
- ③ 商品を譲渡するために商標が付された商品の写真や映像等をウェブページ上に掲載する行為、又は登録商標と同一又は類似の商標を(広告等を内容とする情報に付して)ウェブページ上で表示する行為、

であると解されているところである。¹⁸¹⁹

b) このような商標権侵害について、法第4条に基づく発信者情報の開示請求を受けたプロバイダ等が、権利侵害の明白性を判断した上、裁判外で発信者情報の開示を行うためには、商標権侵害があることを明確に判断できることが必要であると考えられるが、そのためには、以下の a、b の基準をいずれも満たすことが必要であると考えられる。

a 次のいずれかに該当し、ウェブページ上に表示された商品に関する情報が真正品に係るものでないと判断できること

- ① 情報の発信者が真正品でないことを自認している商品
- ② 商標権者により製造されていない類の商品
- ③ 商標権者が真正品でないことを証する資料²⁰を示している商品(②に該当するものを除く)

b 次のすべての事項が確認でき、商標権侵害であることが判断できること

¹⁸ この点に関する考え方については、プロバイダ責任制限法商標権関係ガイドライン2頁以下に詳しく記載されている。

¹⁹ 具体的には、①ネットオークションへの偽ブランド品等の出品、②ショッピングモールにおける偽ブランド品等の出品、③その他ウェブサイト上での偽ブランド品等を譲渡する旨の広告、といった場合が考えられる。

²⁰ 具体的には、商標権者において当該商品についてこれが真正品でないことを証した書面について、信頼性確認団体等の専門的知見を有する者がその内容を確認したものなどが考えられる。

- ① 広告等の情報の発信者が業として商品を譲渡等する者であること
- ② その商品が登録商標の指定商品と同一又は類似の商品であること
- ③ 商品の広告等を内容とする情報に当該商標権者の登録商標と同一又は類似の商標が付されていること²¹²²

(3) その他

プロバイダ等は、請求者が発信者に対して使用許諾をしていないことを確認することとする。具体的には、発信者から許諾を受けている旨の回答がない限り、請求者の申告を信頼してよいこととする。許諾の有無につき争いがある場合には、許諾の存在を主張する発信者から許諾を証する資料を提出させるなどして、その存否を確認することとする。

- (4) プロバイダ等は、請求者の提出する資料等²³に基づき、商標権侵害について判断を行うが、上記を全て満たす形で商標権侵害がなされており、発信者から具体的な主張もなされていない場合には、違法性を阻却するような事情が存在することも一般的には考えにくい。したがって、特段の事情がうかがわれぬ限り、発信者情報の開示を行うことが可能と考えられる。

他方、これ以外の商標権侵害の類型については、その判断が必ずしも容易でないことから、本ガイドラインの対象外とする。

²¹ 同一、類似の判断については、商標公報の写し又は独立行政法人工業所有権情報・研修館が提供する特許電子図書館のウェブページ<<http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>>において当該商標に関する情報を検索した結果の写し等により確認する。

²² 商標の類似性の判断は必ずしも容易ではない場合もあるため、本ガイドラインでは、登録商標と実質的に同一と判断できるもの及び裁判所又は特許庁によって類似性に関する判断が示されているものを対象とする。

²³ 請求者が商標権者であること及び商標権侵害の事実に関して、信頼性確認団体がその内容を証した資料については、信頼性確認団体は専門的な知見及び十分な実績を有していることを要件として認定されていることに照らし、プロバイダ等においてもその判断を尊重することが期待される。

V 開示・不開示の手続

1 開示について発信者の同意があった場合

- (1) 発信者情報の開示について、発信者から同意があった場合は、プロバイダ等は、速やかに書式④により発信者情報を開示することとする。
- (2) 請求者が開示を求める発信者情報の一部についてのみ、発信者が開示に同意した場合には、プロバイダ等は、当該部分についてのみ速やかに開示を行い、発信者が同意をしなかった部分については、Ⅲに従って、開示の可否を判断することとする。²⁴

2 開示のための要件を満たすと判断された場合

- (1) プロバイダ等は、請求が開示のための要件を満たすと判断した場合には、速やかに、書式④により、発信者情報を開示することとする。²³
- (2) 開示を行った場合には、発信者に対し、その旨通知することとする。

3 開示のための要件を満たさないと判断された場合

- (1) プロバイダ等は、請求が開示のための要件を満たさないと判断した場合には、請求者に対し、書式⑤により、要件を満たさないと判断した理由とともに、発信者情報を開示しない旨を通知することとする。
- (2) なお、その際、プロバイダ等は、発信者に対する意見聴取を行っていた場合には、発信者に対しても、発信者情報の開示を行わなかったことを通知することが望ましい。

以 上

²⁴ 東京地判平成15年3月31日は、原告が既に発信者情報の一部を把握しており、送信行為自体を行った者が特定されているような場合であっても、その余の発信者情報の開示を受ける必要性はなくなる旨判示している。

²³ 最高裁（平成22年4月13日第三小法廷判決・民集64巻3号758頁）は、プロバイダ責任制限法4条4項につき、「開示関係役務提供者は、侵害情報の流通による開示請求者の権利侵害が明白であることなど当該開示請求が同条1項各号所定の要件のいずれにも該当することを認識し、又は上記要件のいずれにも該当することが一見明白であり、その旨認識することができなかつたことにつき重大な過失がある場合にのみ、損害賠償責任を負うものと解するのが相当である。」と判断し、発信者情報が、発信者のプライバシー、表現の自由、通信の秘密にかかる情報であることから、その開示に関して発信者の利益が不当に侵害されることのないように慎重な判断を求めているといえる。

書式① 発信者情報開示請求標準書式

年 月 日

至 [特定電気通信役務提供者の名称] 御中

[権利を侵害されたと主張する者] (注1)

住所

氏名

印

連絡先

発信者情報開示請求書

[貴社・貴殿] が管理する特定電気通信設備に掲載された下記の情報の流通により、私の権利が侵害されたので、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法。以下「法」といいます。）第4条第1項に基づき、[貴社・貴殿] が保有する、下記記載の、侵害情報の発信者の特定に資する情報（以下、「発信者情報」といいます）を開示下さるよう、請求します。

なお、万一、本請求書の記載事項（添付・追加資料を含む。）に虚偽の事実が含まれており、その結果 [貴社・貴殿] が発信者情報を開示された契約者等から苦情又は損害賠償請求等を受けた場合には、私が責任をもって対処いたします。

記

[貴社・貴殿] が管理する特定電気通信設備等		(注2)
掲載された情報		
侵害情報等	侵害された権利	
	権利が明らかに侵害されたとする理由 (注3)	
	発信者情報の開示を受けるべき正当理由 (複数選択可) (注4)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 損害賠償請求権の行使のために必要であるため 2. 謝罪広告等の名誉回復措置の要請のために必要であるため 3. 差止請求権の行使のために必要であるため 4. 発信者に対する削除要求のために必要であるため 5. その他 (具体的にご記入ください)

開示を請求する発信者情報 (複数選択可)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発信者の氏名又は名称 2. 発信者の住所 3. 発信者の電子メールアドレス 4. 発信者が侵害情報を流通させた際の、当該発信者の IP アドレス (注5) 5. 侵害情報に係る携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号 (注5) 6. 侵害情報に係る SIMカード識別番号のうち、携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたもの (注5) 7. 4ないし6から侵害情報が送信された年月日及び時刻
証拠 (注6)	添付別紙参照
発信者に示したくない私の情報 (複数選択可) (注7)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 氏名 (個人の場合に限る) 2. 「権利が明らかに侵害されたとする理由」欄記載事項 3. 添付した証拠

(注1) 原則として、個人の場合は運転免許証、パスポート等本人を確認できる公的書類の写しを、法人の場合は資格証明書を添付してください。

(注2) URLを明示してください。ただし、経由プロバイダ等に対する請求においては、IPアドレス等、発信者の特定に資する情報を明示してください。

(注3) 著作権、商標権等の知的財産権が侵害されたと主張される方は、当該権利の正当な権利者であることを証明する資料を添付してください。

(注4) 法第4条第3項により、発信者情報の開示を受けた者が、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為は禁じられています。

(注5) IPアドレス、携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号及びSIMカード識別番号のうち、携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたものについては、特定できない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

(注6) 証拠については、プロバイダ等において使用するもの及び発信者への意見照会用の2部を添付してください。証拠の中で発信者に示したくない証拠がある場合(注7参照)には、発信者に対して示してもよい証拠一式を意見照会用として添付してください。

(注7) 請求者の氏名(法人の場合はその名称)、「管理する特定電気通信設備」、「掲載された情報」、「侵害された権利」、「権利が明らかに侵害されたとする理由」、「開示を受けるべき正当理由」、「開示を請求する発信者情報」の各欄記載事項及び添付した証拠については、発信者に示した上で意見照会を行うことを原則としますが、請求者が個人の場合の氏名、「権利侵害が明らかに侵害されたとする理由」及び証拠について、発信者に示してほしくないものがある場合にはこれを示さずに意見照会を行いますので、その旨明示してください。なお、連絡先については原則として発信者に示すことはありません。

ただし、請求者の氏名に関しては、発信者に示さなくとも発信者により推知されることがあります。

以上

[特定電気通信役務提供者の使用欄]

開示請求受付日	発信者への意見照会 日	発信者の意見	回答日
(日付)	(日付) 照会できなかった場 合はその理由：	有 (日付) 無	開示 (日付) 非開示 (日付)

書式② 発信者に対する意見照会書

年 月 日

至 [発信者] 御中

[特定電気通信役務提供者]

住所

社名

氏名

連絡先

発信者情報開示に係る意見照会書

この度、貴方が発信されました、次葉記載の情報の流通により権利が侵害されたと主張される方から、貴方の発信者情報の開示請求を受けました。つきましては、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）第4条第2項に基づき、〔弊社・私〕が開示に応じることについて、貴方のご意見を照会いたします。

ご意見がございましたら、本照会書受領日から二週間以内に、添付回答書にてご回答いただきますよう、お願いいたします。二週間以内にご回答いただけない事情がございましたら、その理由を〔弊社・私〕までお知らせください。開示に同意されない場合には、その理由を、回答書に具体的にお書き添えください。なお、ご回答いただけない場合又は開示に同意されない場合でも、同法の要件を満たしている場合には、〔弊社・私〕は、貴方の発信者情報を、権利が侵害されたと主張される方に開示することがございますので、その旨ご承知おきください。

請求者の氏名 (法人の名称)		
〔弊社・私〕が管理する 特定電気通信設備		
掲載された情報		
侵害 情報 等	侵害された権利	
	権利が明らかに侵 害されたとする理 由	
	発信者情報の開示 を受けるべき正当 理由	<ol style="list-style-type: none"> 1. 損害賠償請求権の行使のために必要であるため 2. 謝罪広告等の名誉回復措置の要請のために必要であるため 3. 差止請求権の行使のために必要であるため 4. お客様に対する削除要求のために必要であるため 5. その他
	開示を請求されて いるお客様の発信 者情報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 貴方の氏名又は名称 2. 貴方の住所 3. 貴方の電子メールアドレス 4. 貴方が情報を流通させた際の、貴方の IP アドレス 5. 侵害情報に係る貴方の携帯電話端末等からのインターネット 接続サービス利用者識別符号 6. 侵害情報に係る貴方の S I Mカード識別番号のうち、携帯電 話端末等からのインターネット接続サービスにより送信さ れたもの 7. 4ないし 6 から侵害情報が送信された年月日及び時刻
	証拠	添付別紙参照
	その他	

以上

書式③ 発信者からの回答書

年 月 日

至 [特定電気通信役務提供者の名称] 御中

[発信者]

住所

氏名

印

連絡先

回 答 書

[貴社・貴方] より照会のあった私の発信者情報の取扱いについては、下記のとおり回答します。

記

[回答内容] (いずれかに○)

() 発信者情報開示に同意しません。

[理由] (注)

() 発信者情報開示に同意します。

[備考]

以上

(注)理由の内容が相手方に対して開示を拒否する理由となりますので、詳細に書いてください。証拠がある場合は、本回答書に添付してください。

書式④ 発信者情報開示決定通知書

年 月 日

至 [権利を侵害されたと主張する者] 様

[特定電気通信役務提供者の名称]

住所

氏名

連絡先

通 知 書

貴殿から下記情報に関し請求のありました、[弊社・私] が保有する発信者情報の開示について、添付別紙の通り開示いたしますので、その旨ご通知申し上げます。なお、開示を受けるにあたっては、下記の注意事項をご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

記

[注意事項]

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）第4条第3項により、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為は禁じられています。

以 上

書式⑤ 発信者情報不開示決定通知書

年 月 日

至 [権利を侵害されたと主張する者] 様

[特定電気通信役務提供者の名称]

住所

氏名

連絡先

通知書

貴殿から下記情報の発信者情報の開示について請求がありましたが、下記の理由で、開示に応じることは致しかねますので、その旨ご通知申し上げます。

記

[理由] (いずれかに○)

1. 貴殿よりご連絡のあった情報を特定することができませんでした。
2. 貴殿よりご連絡のあった発信者情報を保有しておりません。
3. 貴殿よりご連絡のあった情報により、「権利が侵害されたことが明らか」(法第4条第1項第1号)であると判断できません。
4. 貴殿が挙げられた、発信者情報の開示を受けるべき理由が、「開示を受けるべき正当な理由」(法第4条第1項第2号)に当たると判断できません。
5. 貴殿から頂いた発信者情報開示請求書には、以下のような形式的な不備があります。
不備内容：

6. その他 (追加情報の要求等)
以上